

精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方へ

精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方は、下記のとおり医療費の助成が受けられますので、該当される方は国保年金課で申請を行ってください。

【助成内容】

平成29年3月31日までの受診分

① 精神病床への入院

保険診療による医療費の自己負担分全額を助成（差額ベッド代、食事負担金などを除く）

② ①以外の入・通院

保険診療による医療費の自己負担額の3分の2を助成（差額ベッド代、食事負担金などを除く）

平成29年4月1日以降の受診分（平成29年4月1日から助成制度を拡大しました）

○全ての入・通院

保険診療による医療費の自己負担分全額を助成（差額ベッド代、食事負担金などを除く）

申請に必要なもの

- ・領収書（診療を受けた方の氏名、医療機関等の名称、受診日、保険点数の記載されたもの）
- ・精神障がい者保健福祉手帳
- ・健康保険証
- ・預金通帳
- ・他の公費負担制度での受診はその受給者証
- ・療養費支給決定通知書（高額療養費に該当する方）

※申請は、受診の翌月以降に月毎でまとめてお願いします。

※健康保険から高額療養費が支給される場合は、その金額を差引いて助成します。

※助成を受ける権利は、領収日の翌日から起算して5年を経過すると時効によって消滅しますので、ご注意ください。

※精神障がい者医療費受給者証をお持ちの方で、自立支援医療の指定医療機関に通院される場合、医療機関窓口に受給者証を提示していただければ精神科に係る診療が無料となります。

この助成制度は、受診時の年齢が65歳未満の方のみ対象となります。（65歳以上の方は対象になりません。）

65歳以上の方で精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方は、後期高齢者医療制度へ移行することで、「後期高齢者福祉医療費給付制度」の助成が受けられます。（受給者証が交付され、医療機関窓口での支払いがなくなります。（差額ベッド代、食事負担金などを除く））
詳細につきましては、国保年金課へお問い合わせください。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬と効き目や安全性などが同様であると国から認められた安心な医薬品です。新薬より安価なため、みなさんの保険料や税金から支払われる医療費の削減につながりますので是非活用しましょう。

ジェネリック医薬品を希望するときは、医師、薬剤師に相談してください。（すべての医薬品にジェネリック医薬品が存在するわけではありません。）

【問い合わせ】 〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地
半田市役所国保年金課 医療福祉担当
TEL0569-84-0652（ダイヤルイン）

令和3年1月1日改訂